

写

中公審第 257 号

平成元年 3月 13 日

115

環境庁長官事務代理

小 泉 純一郎 殿

中央公害対策審議会

会長 近藤 次



石綿製品等製造工場から発生する石綿による
大気汚染の防止のための制度の基本的な在り
方について（答申）

平成元年 2月 6日付け諮問第 91号をもつて諮問のあつた標記の件については、諮問のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

なお、今後、石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度を具体化するに当たって、
①規制基準については、石綿の発生等の態様を踏まえ、敷地境界線における石綿の濃度とすることが適当であること、
②諮問別紙 1(1)(2)(3)の措置の履行を確保するための測定義務等の措置の内容に関しては、適正な排出抑制対策の実効

の確保の観点から必要な検討を行い、その結果を踏まえて施行に移すことが適當であること、また、③石綿による大気汚染の防止に当たっては、安全な代替品の開発と普及及び石綿製品等製造工場以外から発生するものについての対策も重要であることに鑑み、政府においては、引き続きこれらに係る対策の充実強化のための検討を進めるべきこと留意する必要があると考えるので、この旨付言する。